

## 平成25年度 第9回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成25年8月27日（火）午前10時～正午

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

#### 【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長兼任用課長	稲田将
給与課長	新高謙一	係長	遠藤公亮
係長	向井京子	係長	有岡博己
係長	河村淳		

【傍聴者】 なし

### 4 議題

委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について

会議出席者及び議事録作成者の指定について

議案第1号 平成23年（不）第2号事案及び第3号事案に係る再審請求について

議案第2号 人事委員会規則及び人事委員会通知の一部改正について

報告第1号 職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について

### 5 議事の公開・非公開

議案第2号を公開とし、議案第1号及び報告第1号を非公開とした。

### 6 議事

#### 1 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について

曾我委員の委員長任期が平成25年8月26日で満了したため、新委員長の選挙及び委員長職務

代理者の指定を行った。

委員互選の結果、曾我委員の委員長再任と決定した。  
続いて、曾我委員長が荒濱委員を委員長職務代理者に指定した。

## 2 会議出席者及び議事録作成者の指定について

人事委員会の会議出席者及び議事録作成者として、曾我委員長が次の者を指定した。

- ① 鳥取県人事委員会議事規則第5条に定める委員長の指定する会議出席者  
新高給与課長、遠藤係長、向井係長、有岡係長、河村係長
- ② 同規則第7条に定める委員長の指定する議事録作成者  
遠藤係長

## 3 議案第1号

平成23年（不）第2号事案及び第3号事案に係る再審請求について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 4 議案第2号

人事委員会規則及び人事委員会通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

以下のとおり規則及び通知を改正しようとするもの。

#### ① 改正する規則及び通知の名称

- (1) 規則（改正）
  - ア 職員の職務に専念する義務の特例に関する規則
  - イ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- (2) 通知（改正）
  - ア 職員の職務に専念する義務の免除について（通知）
  - イ 県費負担教職員の特別休暇について（通知）

#### ② 概要

- (1) 規則（改正）

講演・講義・審査等に関する職務に専念する義務の特例に係る運用を限定・明確化するための規定の整備を行う。

  - ア 範囲が不明確であった対象団体について、公共的、公益的活動を行う団体に限定する。
  - イ 現行運用の明確化及び県民理解の観点から、職務関連性を明記する。

（施行日：公布日）

- (2) 通知（改正）

教職員が大会等の役員、審判、審査員として参加する場合を包括承認事項として規定するとともに、東日本大震災の復旧作業に係る規定を廃止する。

  - ア 現行運用の明確化のため、教職員が大会等に役員、審判、審査員として参加する場合、職務に関連のあるものは認める（規定新設）。
  - イ 東日本大震災に係る復旧作業に係る規定については、任命権者が把握している限りでは適用事例もなく、震災から2年以上が経過し、規定の必要性が低くなっていることから廃止する。

（施行日：公布日）

※県費負担教職員に係る規則及び通知も同内容の改正。

5 報告第1号

職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について、事務局が説明した。

7 次回の人事委員会の開催

平成25年9月6日（金）午前10時から開催することとした。